

放課後児童クラブの現状

放課後児童クラブ検討部会

～資料集～

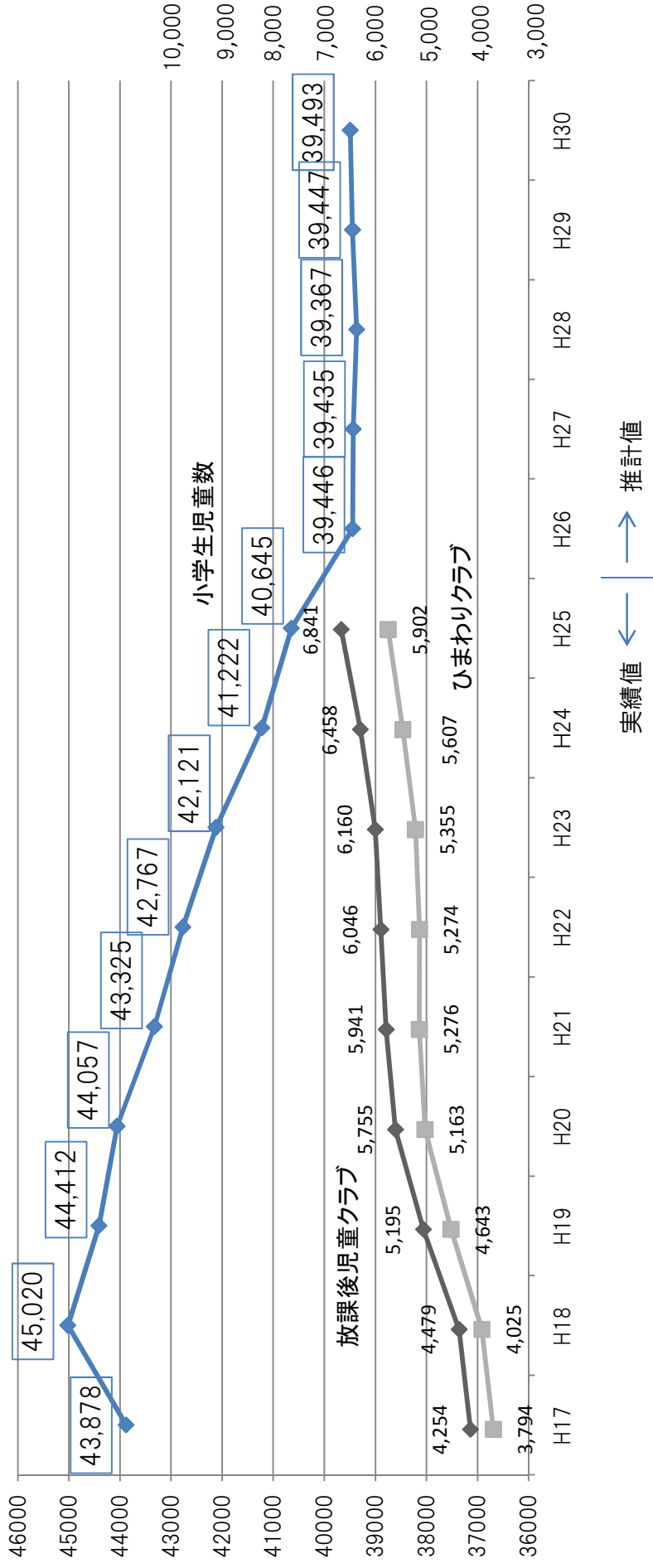
放課後児童クラブ検討部会 資料集 目次

放課後児童クラブ在籍児童数及び小学生児童数の推移	P1
放課後児童クラブ在籍児童数および 1～3年生に占める放課後児童クラブ利用者割合の推移について	P2
ふれあいスクール参加延べ人数および参加率の推移について	P2
新潟市子育て世帯の就労状況について	P3
新潟市における年齢ごとの女性の就労人口とその割合の推移について	P4
児童の放課後対策事業の制度比較表	P5
放課後児童クラブ施設状況について	P6
放課後児童クラブの施設状況一覧	P7
ひまわりクラブにおける利用料減免と運営費負担割合	P9
放課後児童クラブ政令市比較	P10
新潟市ひまわりクラブ入会のしおり	P14
放課後児童クラブガイドラインについて	P24
新潟市ひまわりクラブ条例	P25
新潟市ひまわりクラブ条例施行規則	P35

放課後児童クラブ在籍児童数及び小学生児童数の推移

※各年5月1日現在

※小学生児童数については「新潟市立小学校児童数推計」より抜粋



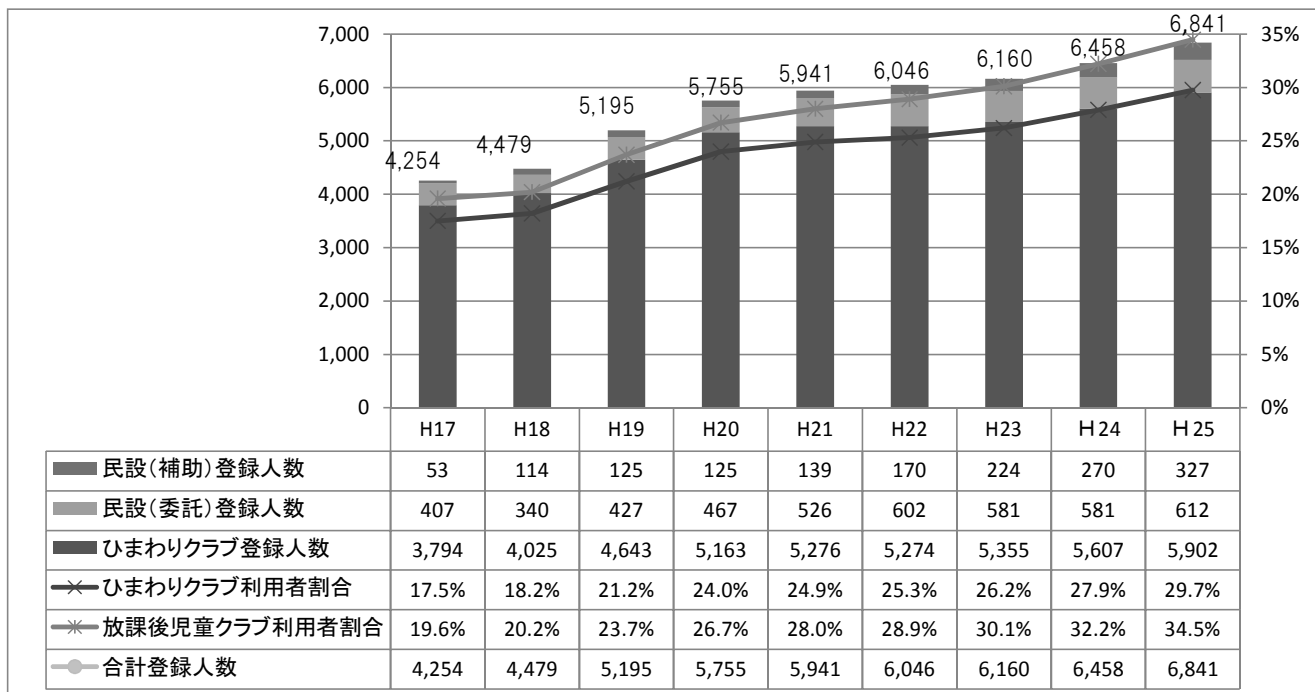
〈参考 新潟市将来推計人口（平成22年国勢調査結果基準）〉

年	実績値	推計値		
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総数	811,908	799,548	782,004	759,659
～14歳	103,346	98,033	91,613	83,718
年少人口割合	12.73%	12.26%	11.72%	11.02%

放課後児童クラブ在籍児童数および 1～3年生に占める放課後児童クラブ利用者割合の推移について

※各年5月1日現在

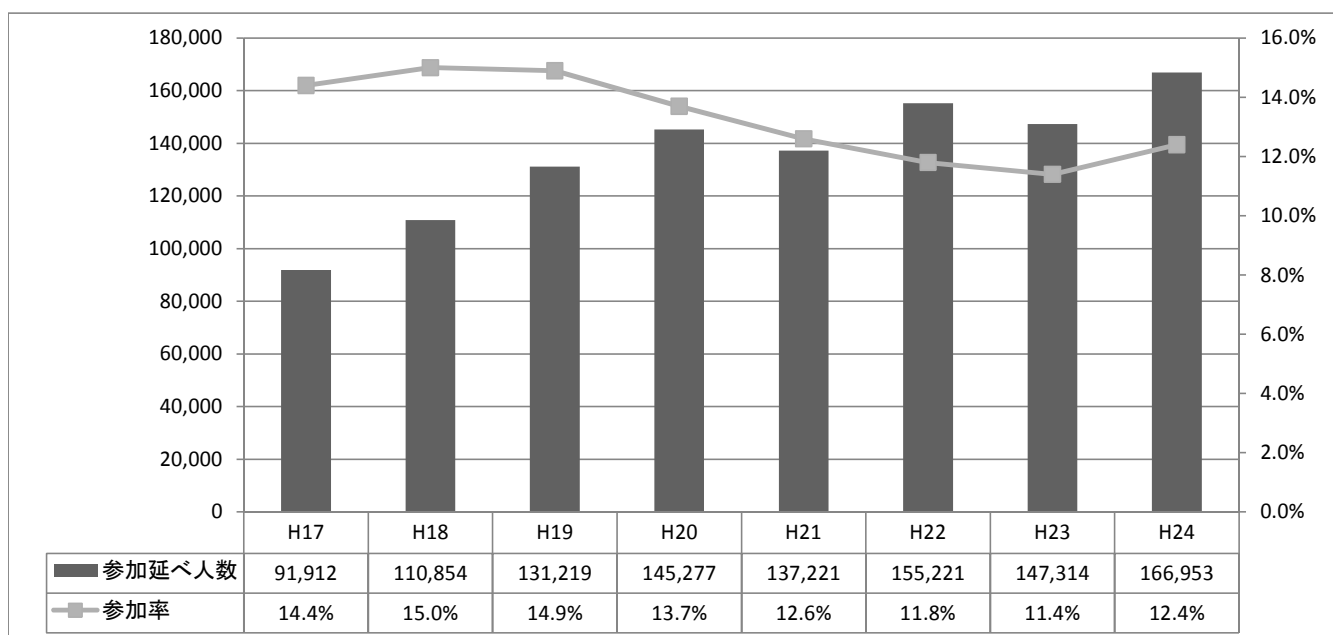
※小学生児童数については「新潟市立小学校児童数推計」より抜粋



ふれあいスクール参加延べ人数および参加率の推移について

※新潟市放課後子どもプラン推進委員会の資料を基に作成(教育委員会地域と学校ふれあい推進課)

※参加率=平均参加人数/全校児童数の平均*100



(全113校中)

実施校	18	22	34	38	42	46	50	56
-----	----	----	----	----	----	----	----	----

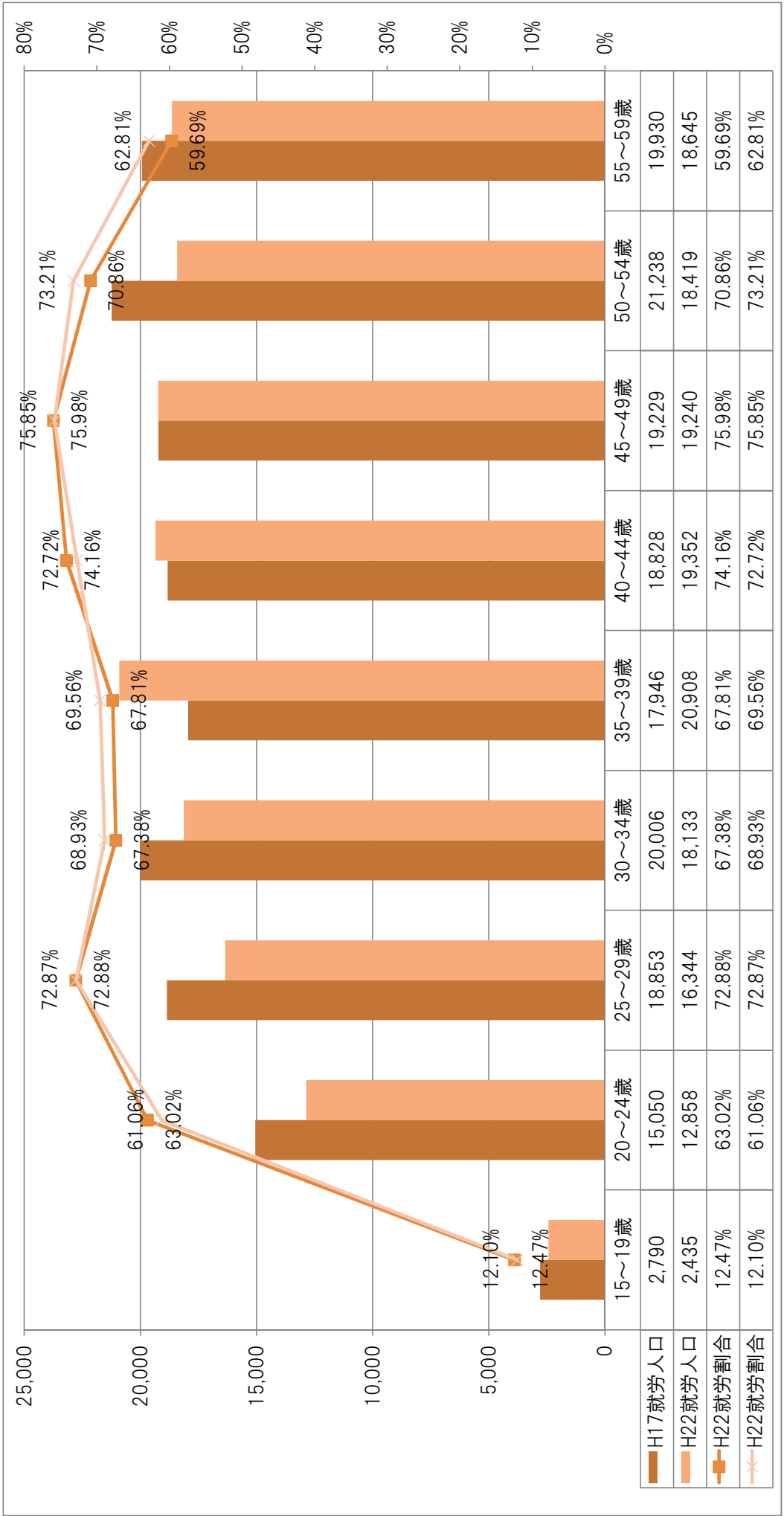
新潟市子育て世帯の就労状況について

※国勢調査の結果を基に作成

世帯の種類	戸数(単位:戸)		増減	全世帯に占める割合		12歳未満の子どものいる世帯に占める割合	
	H17	H22		H17	H22	H17	H22
新潟市内全世帯数	300,129	312,533	12,404	100.0%	100.0%		
内)子どもがいる世帯数	141,028	144,832	3,804	47.0%	46.3%		
内)12歳未満の子どものいる世帯	53,522	52,764	▲ 758	17.8%	16.9%	100.0%	100.0%
内)夫婦から成る核家族世帯	33,785	35,338	1,553	11.3%	11.3%	63.1%	67.0%
内)共働き世帯	17,680	20,338	2,658	5.9%	6.5%	33.0%	38.5%
内)父子世帯	217	203	▲ 14	0.1%	0.1%	0.4%	0.4%
内)父が就労世帯	193	165	▲ 28	0.1%	0.1%	0.4%	0.3%
内)母子世帯	3,545	3,564	19	1.2%	1.1%	6.6%	6.8%
内)母が就労世帯	2,609	2,456	▲ 153	0.9%	0.8%	4.9%	4.7%

新潟市における年齢ごとの女性の就労人口とその割合の推移について

※国勢調査の結果を基に作成



■ 児童の放課後対策事業の制度比較表

名称		ひまわりクラブ	民設放課後児童クラブ(補助)	民設放課後児童クラブ(委託)	子どもふれあいスクール
所管課		福祉部こども未来課			教育委員会 地域と学校ふれあい推進課
概要等	登録児童数 (H25.5現在)	5,902人	327人	612人	(対象児童数) 22,910人
	施設数 (H25.5現在)	102	15	7	62校/113校中
	事業概要	就労等により、昼間保護者のいない家庭の低学年児童に対し、放課後の健全育成を図るもの	ひまわりクラブが大規模化または未実施の校区において、市が補助金(月額 8,800円/人)を支給したうえで、私立幼稚園・保育園、保護者会等の団体が放課後児童クラブを運営	主に秋葉区において、NPO法人が市から事業委託を受け、放課後児童クラブを運営(合併前からの継続事業)	放課後、小学校の体育館や特別教室等において、地域ボランティアの協力のもと、子どもたちが体を動かしたり、自由に遊ぶもの
	運営主体	・新潟市社会福祉協議会(指定管理者)	・私立幼稚園・保育園 ・社会福祉法人 ・保護者会等	・NPO法人 ・社会福祉法人	・ふれあいスクール運営委員会 (各校PTAと教育委員会の共催)
	利用条件	次の要件を備えていること ・新潟市に住所を有する児童 ・小学校1～3年生 ・就労等により昼間保護者のいない家庭の児童	ひまわりクラブに準じるよう要求 ・独自に4年生以上を対象とすることも可とするが、補助金の対象外	各運営主体によるが概ねひまわりクラブと同条件(独自に4年生以上を対象とする施設あり)	・事業実施小学校の在籍児童(1～6年生) ・校区内在住の大人及び運営委員会で認める未就学児等
	開設日時	・平常授業期間:放課後～午後6時30分 ・土曜、臨時休校、長期休業期間: 午前8時～午後6時30分	ひまわりクラブに準じるよう要求 ・ただし、利用者に対して希望調査を行った上で、閉所時間等を実態に即した形で実施することも可	各運営主体による ・平常授業期間:放課後～午後7時(最大) ・土曜、臨時休校、長期休業期間: 午前7時30分～午後7時(最大)	概ね週1～3日(各運営主体による) ・平日:午後3時～午後4時45分(職員勤務時間内) ・土曜日:午前9時～午前11時45分 (日曜日、祝日及び長期休業中は未実施)
	実施場所	市が設置する学校内外の専用施設	運営団体が設置する専用施設 (園空きスペース、小学校空き教室等)	運営団体が設置する専用施設 (保育園、空き店舗等)	実施校の体育館、グラウンド、余裕教室等
	利用料	・児童1人につき 6,900円/月 (前年度課税額に応じて減免あり) ・クラブ活動費 2,000円程度/月 (減免制度なし)	各運営主体によるが、ひまわりクラブに準じる、もしくは下回らないよう要求 ・市に準じて減免した場合は、その分の補填あり	各運営主体による ・児童1人につき月額6,900円～10,080円 (クラブ活動費込み) ・減免制度なし	・無料
	事業開始条件	・継続的に40人以上の利用が見込まれること	・継続的に5人以上の利用が見込まれること	・現在、新規開設を認めていない	・学校からの希望を基に開設校を決定
メリット	・保護者に事務的な負担なし ・利用料がクラブの運営状態に影響されない	・開始条件をクリアすることが容易 ・開設日時等、柔軟な運営が可能	・保護者に事務的な負担なし ・柔軟に対応してもらえる場合がある ・開設日時等、柔軟な運営が可能	・事業実施小学校の児童であれば誰でも参加可能 ・無料	
デメリット	・小規模校では開設できない ・条例で規定されているため柔軟な運営が困難	・利用料が割高になる場合がある ・利用人数に左右されるため運営が不安定 ・保護者会の場合、自ら運営に携わる必要がある(事務手続き、指導員の確保等) ・指導員の確保が困難 ・活動場所の確保が困難	・利用料が割高になる場合がある ・利用人数に左右されるため運営が不安定 ・減免制度がない	・毎日実施していない ・長期休業中は実施していない ・ひまわりと比べると時間が短い ・地域ボランティアの確保が困難	

放課後児童クラブ施設状況について

※各年5月1日現在の状況です。

○運営形態別クラブ数及び施設数

運営形態		H21	H22	H23	H24	H25
公設(ひまわりクラブ)	クラブ数	79	79	79	80	80
	施設数	92	98	100	101	102
民設・委託		7	8	8	7	7
民設・補助(ひまわりクラブ大規模対応)		5	6	8	8	8
民設・補助(ひまわりクラブ未設置対応)		3	3	3	5	7
計		107	115	119	121	124

※民設クラブについては、クラブ数と施設数は同じです。

○施設設置場所

設置場所	H21	H22	H23	H24	H25
小学校空き教室等	17	19	20	24	25
小学校敷地内専用施設等	30	33	34	34	36
公的施設内専用施設	11	12	12	12	13
市有地内専用施設等	21	21	21	20	18
借地内専用施設等	11	12	12	12	12
児童館・児童センター内	3	3	3	3	3
保育園	5	5	5	6	7
幼稚園	5	5	7	6	6
空き店舗等	1	2	2	2	2
借家	1	1	1	1	1
町内会館等	1	1	1	0	0
高齢者施設等	1	1	1	1	1
計	107	115	119	121	124

○運営形態別大規模及び狭隘化クラブ数

※大規模クラブとは…在籍児童数70人以上のクラブ

※狭隘化クラブとは…1人あたり面積1.65㎡未満のクラブ

運営形態		H21	H22	H23	H24	H25
公設(ひまわりクラブ)	大規模	30	24	23	24	25
	狭隘化	12	9	6	4	7
民設・委託	大規模	3	4	4	4	4
	狭隘化	3	2	2	2	3
民設・補助 (ひまわりクラブ大規模対応)	大規模	0	0	0	0	0
	狭隘化	0	0	1	1	1
民設・補助 (ひまわりクラブ未設置対応)	大規模	0	0	0	0	0
	狭隘化	0	0	0	0	0
計	大規模	33	28	27	28	29
	狭隘化	15	11	9	7	11

○旧耐震基準施設数

14施設

放課後児童クラブの施設状況一覧

H25.10.4 こども未来課

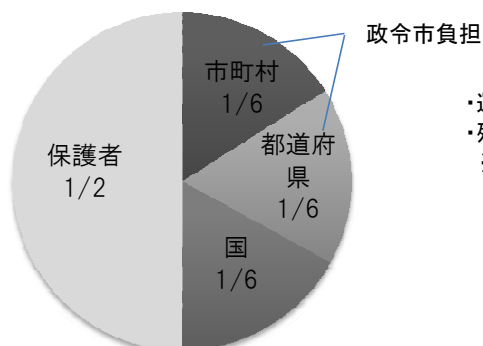
◎民設・委託 ◆民設・補助 (ひまわりクラブ大規模対応) ◇民設・補助 (ひまわりクラブ未設置対応)
旧耐震施設 (S56.6以前施設) , 大規模クラブ (71人以上クラブ) , 狭域化クラブ (1人あたり面積1.65㎡未満クラブ)

区	小学校名	クラブ名	施設		在籍児童数											
			場所	面積	H22.5.1	H23.5.1	H24.5.1	H25.5.1	H22.5.1	H23.5.1	H24.5.1	H25.5.1	H22.5.1	H23.5.1	H24.5.1	H25.5.1
秋葉	新津第一	新津第一	小学校内	135.00	小学校内空き教室	55	60	48	59	2.45	2.25	2.81	2.29			
	新津第三	新津第三①	小学校内	131.67	小学校内空き教室	88	103	47	52	1.50	1.28	2.80	2.53			
	新津第三	新津第三②	小学校敷地内	147.69	小学校敷地内専用施設	-	-	43	51	-	-	3.43	2.90			
	小須戸	小須戸	市所有地	54.00	市有地内専用施設	23	23	25	35	2.35	2.35	2.16	1.54			
	矢代田	矢代田	小学校敷地内	115.93	小学校敷地内専用施設	20	21	21	23	5.80	5.52	5.52	5.04			
	結	◎あおぞらクラブ	-	489.30	商店街空き店舗	154	164	171	173	3.18	2.98	2.86	2.83			
	阿賀	◎キッズクラブ	-	99.47	新津地域学園内	42	40	49	48	1.16	1.22	0.99	2.07			
	新津第二	◎バンブーキッズ	-	105.85	借家	64	62	73	70	1.65	1.71	1.45	1.51			
	荻川	◎きつぱーと	-	211.85	スーパ-空きスペース	95	117	128	155	2.23	1.81	1.66	1.37			
	金津	◎かなつっこクラブ	-	67.50	旧町内会館	33	28	-	-	2.05	2.41	-	-			
	小合	◎小合西こどもクラブ	小学校内	131.22	小学校内空き教室	-	-	28	33	-	-	4.69	3.98			
	満日	◎小合西こどもクラブ	-	75.24	小合西保育園内	18	16	11	12	2.11	2.38	3.46	6.27			
	小合東															
	新聞															
	南	白根	白根①	市有地	133.00	白根児童センター内	57	70	68	56	2.33	1.90	1.96	2.38		
		白根	白根②	小学校敷地内	212.50	小学校敷地内専用施設	58	57	70	58	3.66	3.73	3.04	3.66		
		臼井	臼井	小学校内	75.90	小学校体育館内	32	24	26	27	2.41	3.21	2.97	2.81		
根岸		根岸	小学校敷地内	115.93	小学校敷地内専用施設	33	30	33	29	3.51	3.86	3.51	4.00			
味方		味方	保育園敷地内	109.55	保育園内空き教室	29	22	26	38	3.78	4.98	4.21	2.88			
月潟		月潟	市有地	117.67	地域生活センター内	18	24	22	25	6.54	4.90	5.35	4.71			
大通		◎大通児童クラブ	-	116.27	ガデリュス・いぶき保育園内	97	72	65	73	1.20	1.61	1.79	1.59			
茨曾根		◇茨っ子クラブ	-	23.58	地域生活センター内	6	8	9	12	3.93	2.95	2.62	1.97			
新飯田																
庄瀬																
小林																
大鷲		◇大鷲っ子クラブ	-	12.00	地域生活センター内				6				2.00			
真砂		真砂	借地	145.74	借地内専用施設	55	57	60	55	2.65	2.56	2.43	2.65			
小針		小針	小学校敷地内	164.22	小学校敷地内専用施設	83	95	94	87	1.98	1.73	1.75	1.89			
新通		新通①	新通①	小学校敷地内	196.67	小学校敷地内専用施設	81	88	96	92	2.43	2.23	2.05	2.14		
		新通②	新通②	借地	178.87	借地内専用施設	67	71	94	92	2.67	2.52	1.90	1.94		
五十嵐		五十嵐	五十嵐	借地	143.73	借地内専用施設	95	96	81	77	1.51	1.50	1.77	1.87		
	◆明美ヶ丘児童クラブ	◆明美ヶ丘児童クラブ	-	151.68	明美ヶ丘幼稚園内	15	17	21	24	9.13	8.06	6.52	6.32			
西内野	西内野	西内野	借地	47.80	ノートルダム幼稚園内	11	8	10	10	4.35	5.98	4.78	4.78			
	内野	内野①	小学校敷地内	155.00	小学校敷地内専用施設	64	81	88	98	2.12	1.68	1.54	1.39			
内野	内野	内野②	市有地	239.54	西区役所出張所1階, 2階	105	111	111	48	2.28	2.16	2.16	4.99			
	◆つばさ児童クラブ	◆つばさ児童クラブ	-	108.00	金鷲つばさ幼稚園内	-	2	9	12	-	-	5.40	9.00			
坂井輪	坂井輪①	坂井輪①	小学校敷地内	195.58	小学校敷地内専用施設	141	83	78	75	1.39	2.36	2.51	2.61			
	坂井輪②	坂井輪②	小学校敷地内	190.42	小学校敷地内専用施設	-	68	62	64	-	2.80	3.07	2.98			
東青山	東青山	東青山	小学校敷地内	197.09	小学校敷地内専用施設	47	61	77	95	4.19	3.23	2.56	2.07			
	山田	山田①	小学校内	112.47	小学校体育館内	51	49	52	60	2.21	2.30	2.16	1.87			
立仏	立仏	立仏	小学校敷地内	115.03	小学校敷地内専用施設	36	40	41	39	3.20	2.88	2.81	2.95			
	大野	大野	小学校敷地内	157.75	小学校敷地内専用施設	75	69	57	57	2.10	2.29	2.77	2.77			
黒崎南	黒崎南	黒崎南	小学校内	124.00	小学校内空き教室	57	58	56	62	2.18	2.14	2.21	2.00			
	赤塚	赤塚	借地	97.50	小学校内施設	21	28	31	19	4.64	3.48	3.15	5.13			
坂井東	坂井東	坂井東	借地	119.73	借地内専用施設	39	50	51	50	3.07	2.39	2.35	2.39			
	青山	◎青山児童クラブ	小学校内	120.96	小学校内空き教室	80	69	68	61	1.51	1.75	1.78	1.98			
木山	木山	◇木山っ子クラブ	-	778.32	有明児童センター内	99	82	84	81	7.86	9.49	9.27	9.61			
	小瀬		-	61.92	木山保育園内	24	12	12	14	2.58	5.16	5.16	4.42			
笠木	和納															
	岩室	岩室	市有地	166.34	市有地内専用施設	31	30	31	26	5.37	5.54	5.37	6.40			
鏝郷	鏝郷	鏝郷	市有地	186.59	市有地内専用施設	36	35	36	54	5.18	5.33	5.18	3.46			
	升潟	升潟	市有地	152.37	市有地内専用施設	45	40	39	38	3.39	3.81	3.91	4.01			
中之口西	中之口西	中之口西	市有地	116.08	市有地内専用施設	22	26	23	20	5.28	4.46	5.05	5.80			
	中之口東	中之口東	小学校内	120.82	小学校内専用施設	14	15	18	17	8.63	8.05	6.71	7.11			
巻北	巻北	巻北	小学校内	64.00	小学校内空き教室	16	15	24	22	4.00	4.27	2.67	2.91			
	漆山	漆山	小学校敷地内	187.04	小学校敷地内専用施設	10	12	15	15	17.52	14.60	11.68	4.27			
松野尾	松野尾	松野尾	小学校敷地内	87.09	借地内専用施設	73	79	70	77	2.56	2.37	2.67	2.43			
	巻南	巻南	住吉神社から	228.55	松野尾地域集落センター内	30	22	25	29	2.90	3.96	3.48	3.00			
湯東東	湯東東	湯東東	松野尾自治会有地	141.54	小学校内空き教室利用	26	25	27	25	8.79	9.14	8.46	9.14			
	湯東西	湯東西	小学校内	43.19	老人福祉施設	70	63	61	53	2.02	2.25	2.32	2.67			
越前	越前	市立保育園内	40.25	七浦保育園内	10	21	20	23	4.32	2.06	2.16	1.88				
計					6,064	6,160	6,458	6,841				1.75				

ひまわりクラブにおける利用料減免と運営費負担割合

■ひまわりクラブ利用者負担の考え方

国が想定する運営費の負担の考え方



- ・運営費全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りを国，都道府県，市町村が1/3ずつ負担することを想定。
- ※1クラブ当たりの総事業費：672.0万円と想定。

■利用料減免額別児童数と減免額

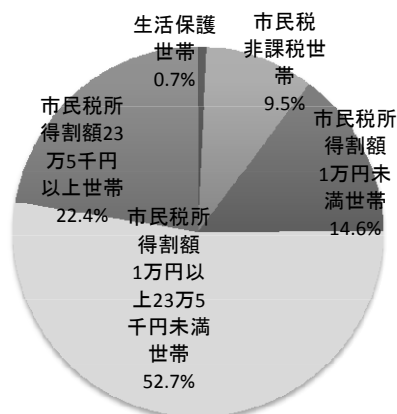
前年度の市民税の課税額(保護者合算)により決定する。

平成25年度は、税制改正による年少扶養控除および特定扶養控除の廃止による影響を受けないように市民税額を再計算。また、平成25年8月からは申請に基づき未婚のひとり親家庭へ「みなし寡婦(夫)控除」の適用を開始。

※H25は4月分利用料調定より

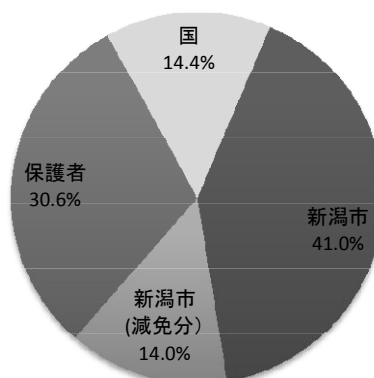
区分(階層)	減免基準	月額利用料	減免額	対象児童数 (人)		
				平成23年度	平成24年度	平成25年度
生活保護世帯	全額免除	0	6,900	36	48	43
市民税非課税世帯	2/3免除	2,300	4,600	557	560	557
市民税所得割額1万円未満世帯	1/2免除	3,450	3,450	488	545	857
市民税所得割額1万円以上23万5千円未満世帯	1/3免除	4,600	2,300	3,049	3,193	3,085
市民税所得割額23万5千円以上世帯	-	6,900	0	1,225	1,260	1,314
合計				5,355	5,607	5,856
減免適用世帯割合				77.1%	77.5%	77.6%

■平成25年度 減免区分別世帯割合



■新潟市における運営費負担割合の現状

(平成24年度決算)



	(千円)
新潟市	410,205
新潟市(減免分)	139,578
保護者	305,458
国	144,082
合計	999,323

放課後児童クラブ政令市比較（平成24年5月1日現在）

都市名		札幌					仙台市		さいたま市		千葉市		横浜市	
1	事業名	児童会館事業	民間児童育協会	放課後子ども教室モジュール事業	児童クラブ事業	児童クラブ事業	児童クラブ事業	児童クラブ事業	児童クラブ事業	児童クラブ事業	子どもルーム（放課後児童健全育成事業）	放課後キッズクラブ	はまっ子ふれあいスクール	
2	設置区分	児童会館事業（指定管理者制度・非公営）	民設民営	公設民営	公設民営	公設民営（指定管理者制度・非公営）	公設民営（委託契約）	公設民営	民設民営	公設民営	民設民営	公設民営	公設民営	
3	実施箇所数	104箇所	48箇所	5箇所	19箇所	74箇所	100箇所	121箇所	202箇所	82箇所	202箇所	267箇所		
4	対象学年	高校生以下の児童（児童クラブにあっては、市内の小学1年生から5年生まで（障がいのある児童にあっては、6年生まで）の児童で、保護者が就労等により不在のため、適切な指導、援助が受けられない児童）	市内の小学1年生から5年生まで（障がいのある児童にあっては、6年生まで）の児童で、保護者が就労等により不在のため、適切な指導、援助が受けられない児童	当該小学校区等1年生から6年生までの児童	当該小学校区等1年生から5年生までの児童	1～3年生の留守家庭児童	1～6年生留守家庭児童	原則1～3年生（就労家庭優先）	1～3年生（特別な事由がある児童は6年生まで）	1～6年生	1～6年生	1～6年生		
5	待機児童数	定員は設けていない	定員は設けていない	定員は設けていない	定員は設けていない	357人	-	219人	市では把握していない	定員を設けず	定員を設けず（特別支援校を除く）	-		
6	定員を超えた場合の選定基準	-	-	-	-	学年や世帯の状況等	保護者の勤務時間、勤務日数、世帯状況等	学年や保護者の就労状況等	各クラブの運営委員会設定	-	-	-		
7	定員に対して、1人あたりの利用専用スペース・㎡ ※初年度ではなく、児童一人当たりの確保面積	8.45～18.00の利用は無料。8.00～8.45又は18.00～19.00の利用は月額2,000円（長期休業期間のみ利用の場合は、一期間2,000円）。なお、この有料化は、本年9月より実施。	8.45～18.00の利用は無料。8.00～8.45又は18.00～19.00の利用は月額2,000円（長期休業期間のみ利用の場合は、一期間2,000円）。なお、この有料化は、本年9月より実施。	各施設が独自に設定（平均15,000円/月程度）	利用料：無料	4,000円	各クラブにより異なる	原則として 標準：1.65㎡以上 課外活動後：1.5㎡以上	2.98㎡（1人あたりの平均面積）※実際には1.65㎡未満のクラブもあり	2.62㎡	1.39㎡	1.39㎡		
8	保護者負担金（利用料）	8.45～18.00の利用は無料。8.00～8.45又は18.00～19.00の利用は月額2,000円（長期休業期間のみ利用の場合は、一期間2,000円）。なお、この有料化は、本年9月より実施。	8.45～18.00の利用は無料。8.00～8.45又は18.00～19.00の利用は月額2,000円（長期休業期間のみ利用の場合は、一期間2,000円）。なお、この有料化は、本年9月より実施。	各施設が独自に設定	3,000円/月	4,000円	各クラブにより異なる	基本時間：7-8月以外 7,400円/月 延長時間：1,000円/月	クラブにより異なる	5,000円/月	5,000円/月	従来型（利用料なし） 換料年500円 充実型（5,000円/月） 時までの児童		
9	（負担金） 月ごとに違いがある場合 その内訳	-	-	-	-	無	各クラブにより異なる（長期学校休業日等）	7月 8,100円/月・8月 9,600円/月	クラブにより異なる	-	-	-		
10	負担金におよぶ場合は含まれているか。	含まれていない。おやつは各家庭で用意し、昼で保護。	含まれていない。おやつは各家庭で用意し、昼で保護。	各施設が独自に設定	含まず	別途徴収（月額2,000円）	別途徴収（月額は各クラブにより異なる）	含まず	含む	含まず	含む	おやつ提供は充実型のみ（含まず）		
11	減額免除制度もしくは所得階層制度の有無	有	有	有	有	有	各クラブにより異なる	有	有	有	有	有		
12	減額免除制度 減額免除の基準 所得階層制度の基準	就学援助受給世帯は、利用料免除（2人目以降半額） 就学援助受給世帯は、利用料免除（2人目以降半額）	就学援助受給世帯は、利用料免除（2人目以降半額） 就学援助受給世帯は、利用料免除（2人目以降半額）	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免 ○生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	生活保護受給者・市民税非課税世帯⇒全額減免 ○所得税非課税世帯（年少扶養控除換算）で市民税課税世帯⇒半額減免	
13	学校休業日における開室時間	午前8時（午前8時～8時45分は延長時間）	午前8時（午前8時～8時45分は延長時間）	午前10時	午前9時（長期休業日等は午前9時）	8時半から19時	8時半から19時	午前8時（土曜日のみ午前8時30分）	クラブにより異なる	午前8時30分	午前9時	午前9時		
14	基本閉室時間	午後6時	午後6時	午後5時	午後6時（土曜日は午後5時）	19時	19時	午後6時（土曜日のみ午後4時30分）	クラブにより異なる（午後6時以降）	午後7時	午後7時	午後7時（充実型）、午後6時（従来型）		
15	延長閉室時間	午後7時	午後7時	延長なし	延長なし	無	各クラブにより異なる	午後7時	クラブにより異なる	延長なし	延長なし	延長なし		
16	延長料金	7のとおり	7のとおり	-	1,000円	無	各クラブにより異なる	1,000円	クラブにより異なる	-	-	-		
17	おやつ代	-	-	-	各児童額による	月額2,000円	各クラブにより異なる	2,000円/月（利用料とは別）	クラブにより異なる	実費相当額	実費相当額	実費相当額		
18	指導員賃金の予算上の積算単価	児童指導員 月額154,600円 臨時指導員 月額165,300円 日給5,110円 準備指導員 月額146,000円 日給6,470円 専務指導員 月額146,000円	児童指導員 月額154,600円 臨時指導員 月額165,300円 日給5,110円 準備指導員 月額146,000円 日給6,470円 専務指導員 月額146,000円	学習アドバイザー 1名 安全管理員 1,330円	指定管理料の積算は、厚労省の賃金構造基本統計調査（社保・社福・介護・保育士（女）の年収2,800～3,400千円程度）や、本市非常勤職員報酬月額（89～134千円）など	児童指導員 月額165,300円 臨時指導員 月額146,000円 日給6,470円	児童指導員 月額165,300円 臨時指導員 月額146,000円 日給6,470円	指導員：基本給 46,000円/月 補助指導員960円/h	856円 856円 856円	856円	856円	856円		
19	指導員配置基準	館長1名＋指導員2名を基本としている。	館長1名＋指導員2名を基本としている。	学習アドバイザー1名、安全管理員1名	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	児童指導員1名、指導員2名を基本としている。	

放課後児童クラブ政令市比較（平成24年5月1日現在）

都市名	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋	大阪市
1	事業名	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
2	設置区分	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
3	実施箇所数	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
4	対象学年	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
5	待機児童数	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
6	定員を認めた場合の運営基準	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
7	定員に対して、1人あたりの利用専用スペース㎡	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
8	保護者負担金(利用料)	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
9	(負担金)月ごとに違いがある場合その内訳	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
10	負担金におやつ代は含まれているか。	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
11	減額免除制度もしくは所得階層制度の有無	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
12	減額免除制度所得階層制度の基準	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
13	学校休業日における開室時間	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
14	基本閉室時間	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
15	延長閉室時間	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
16	延長料金	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
17	おやつ代	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
18	指導員賃金の子算上の積算単価	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会
19	指導員配置基準	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	児童クラブ	民間児童クラブ運営費補助事業	民間児童クラブ運営費補助事業	留守家庭児童育成会

放課後児童クラブ政令市比較（平成24年5月1日現在）

都市名		京都市				堺市				神戸市			
事業名	事業区分	学童クラブ事業	地域学童クラブ事業	放課後まなび教室	のびのびルーム	すくすくコース		のびのびコース	放課後ルーム	美原児童会	放課後児童健全育成事業		
						施設民営	民設民営				公設民営	公設民営	公設民営
1	対象学年	149箇所	9箇所	170箇所	76箇所	10箇所	17箇所	6箇所	39箇所				
2	定員を超過した場合の 選定基準	0人	把握していない	定員を設けず	161人	0人	0人	54人	なし				
3	定員を超えた場合の 利用専用スペース㎡ ※部屋数ではなく、 児童一人当たりの確保面積	2.41㎡	3.70㎡	把握していない	1.45㎡	1.47㎡	-	1.10㎡	2.31㎡				
4	保護者負担金(利用料)	0円～9,500円	5,000円～20,000円	保険料800円/年及び教材費 等別途	8,000円/月	4,000円/月	4,000円/月	4,000円/月 (月の利用日によっ ては2,000円)	4,500円/月				
5	(負担金) 月ごとに違いがある場合 その内訳	-	-	-	-	-	-	-	-				
6	負担金におやつ代は 含まれているか。	含まず	各クラブによって異なる	含まず	含まず	含まず	含まず	含む	含まず				
7	減額免除制度もしくは 所得階層制度の有無	有	無	無	有	有	有	無	有				
8	減額免除制度 もしくは 所得階層制度の基準	別紙参照	-	-	○生活保護受給者・市民税 非課税世帯⇒全額減免 ○市民税均等前世帯⇒半額 減免	○生活保護受給者・市民税 非課税世帯⇒全額減免 ○市民税均等前世帯⇒半額 減免	-	-	○生活保護受給者・市民税 非課税かつ母子・父子世帯⇒ 全額減免 ○市民税非課税世帯⇒半額 減免				
9	学校休業日における 開室時間	午前8時30分	午前7時～9時の間 各クラブによって異なる	教室により異なる。(最長6時 まで)	午前9時(夏休みのみ午前8 時30分)	午前8時	午前9時(夏休みのみ 午前8時30分)	午前9時	午前9時(長期休業中のみ午 前8時30分)				
10	基本閉室時間	午後6時	17時～21時の間 各クラブによって異なる	教室により異なる。(最長6時 まで)	午後6時	午後6時30分	午後6時	午後5時30分	午後5時				
11	延長閉室時間	午後6時30分	各クラブによって異なる	延長なし	延長なし	延長なし	延長なし	延長なし	延長なし				
12	延長料金	別紙参照	各クラブによって異なる	-	-	-	-	-	1,500円/月				
13	おやつ代	1,500～2,000円程度	把握していない	-	2,000円(負担金とは別)	2,000円(負担金とは別)	-	負担金を含む	1,500円/月(負担金とは別)				
14	指導員賃金の予算上の 積算単価	現行給与の1号上積み額	-	学習アドバイザー謝礼 800円 学習サポートターナー謝礼 700円	830円	850円	830円	850円	920円/時				
15	指導員配置基準	児童数:5人(うち学童担 当2人) 学童保育所:2人	各クラブによって異なる	参加児童25人未満で3人 25人以上で4人 40人以上で5人 55人以上で6人 70人以上で7人 (うち1人は学習アドバイザー)	35人まで 2人 40人まで 3人 60人まで 4人 100人まで 5人 121人以上7人 (うち1人は主任指導員)	35人まで 2人 40人まで 3人 60人まで 4人 100人まで 5人 121人以上7人 (うち1人は主任指導員)	学習アドバイザー1人 指導員1人以上	利用児童20人に対 し指導員1人 (うち1人は主任指 導員)	～19人 1人 20～35人 2人(長期休業期 間中は3人) 36～52人 2人 53～70人 3人 71～105人 4人 106人以上 5人				

放課後児童クラブ政令市比較（平成24年5月1日現在）

都市名	岡山市		広島市		北九州市		熊本市		福岡市	
	児童クラブ	留守家庭子ども会事業	一般クラブ(運営委員会委託)	放課後児童クラブ	児童館内クラブ	熊本市放課後児童健全育成事業	留守家庭子ども会事業	留守家庭子どもクラブ事業	放課後等の遊び場づくり事業	
1	事業名	児童クラブ	留守家庭子ども会事業	放課後児童クラブ	児童館内クラブ	熊本市放課後児童健全育成事業	留守家庭子ども会事業	留守家庭子どもクラブ事業	放課後等の遊び場づくり事業	
2	設置区分	運営委員会への補助	公設公営	公設民営	公設民営(指定管理者公券) ※こども文化センター含む	公設公営	公設民営	民設民営	公設民営	
3	実施箇所数	126箇所	163箇所	150箇所	46箇所	100箇所	9箇所	235箇所(138校)	3箇所	
4	対象学年	小学校1～3年生の就労家庭児童	1～3年生	1～6年生(留守家庭も含む全ての児童)	1～6年生(障がいのある児童は6年生まで)	1～3年生(障がいのある児童は6年生まで)	1～3年生(障がいのある児童は6年生まで)	①1～3年生 ②すべての学年の心身に障がいをもつ児童	①1～3年生 ②すべての学年の心身に障がいをもつ児童	
5	待機児童数	38人	なし	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
6	定員を越えた場合の選定基準	一人親家庭を優先、それ以外の基準は、各児童クラブによる	-	-	-	-	-	-	-	
7	定員に対して、1人あたりの利用専用スペース㎡ ※部屋数ではなく、児童一人あたりの確保面積	施設により異なるが、1人当たり1.65㎡確保できるように、施設整備を行っている。	定員を設けていない	新たに施設整備をする場合は、生活スペースが、児童1人あたり概ね1.65㎡以上となるよう整備	定員の設定無し、なお、施設設置基準として、1人当たり1.1㎡以上	定員無しとしており、放課後児童クラブガイドラインの1.65㎡/人を目安としている。	定員無しとしており、放課後児童クラブガイドラインの1.65㎡/人を目安としている。	定員無しとしており、放課後児童クラブガイドラインの1.65㎡/人を目安としている。	定員無しとしており、放課後児童クラブガイドラインの1.65㎡/人を目安としている。	
8	保護者負担金(利用料)	各運営委員会により異なるが、標準基準では月額6,000円～8,000円(おやつ代含む)	無料	7,000円/月(標準モデル)	5,500円/月	4,300円/月	クラブごとに異なる	クラブごとに異なる	3,000円/月(基本利用料) 無料	
9	(負担金) 月ごとに違いがある場合、その内訳	各運営委員会により異なる	-	-	-	-	クラブごとに異なる	クラブごとに異なる	-	
10	負担金におやつ代は含まれているか。	原則含む	-	含む	含む	含まず	クラブごとに異なる	クラブごとに異なる	含まず	
11	減額免除制度もしくは所得階層制度の有無	各運営委員会により異なる	-	運営委員会により異なる	有	有	クラブごとに異なる	クラブごとに異なる	有	
12	減額免除制度もしくは所得階層制度の基準	各運営委員会により異なる	-	運営委員会により異なる	有	有	クラブごとに異なる	クラブごとに異なる	有	
13	学校休業日における開室時間	運営委員会により異なるが、標準基準では午前9時	午前8時30分	標準モデル・午前8時30分	午前8時30分	午前8時30分	クラブごとに異なる	午前8時30分	午前8時30分	
14	基本閉室時間	運営委員会により異なるが、標準基準では午後5時または6時	午後6時30分	標準モデル・午後6時30分	午後5時	午後6時	クラブごとに異なる	午後5時	午後5時 (冬期は午後4時30分)	
15	延長閉室時間	運営委員会により異なる	延長なし	標準モデル・延長なし	午後6時30分	延長なし	クラブごとに異なる	午後7時	午後7時	
16	延長料金	運営委員会により異なる	-	標準モデルなし	1,000円	-	クラブごとに異なる	1時間延長1,000円/月、2時間延長2,000円/月、土曜日利用2,000円/月	1時間延長1,000円/月、2時間延長2,000円/月、土曜日利用2,000円/月	
17	おやつ代	負担金に含む	-	負担金に含む	2,000円(負担金に含む)	2,000円程度	クラブごとに異なる	2,000～3,000円程度/月(負担金とは別)	2,000～3,000円程度/月(負担金とは別)	
18	指導員賃金の予算上の積算単価	賃金単体での積算はなし、賃金を含む運営費全体で補助額を算出している。	2,556,181円/年	時間額:1,040円	時間額:1,040円	時給850円	-	9,470円/日	1,100円/時間	
19	指導員配置基準	標準基準では、19人まで 1人、50人まで 2人、70人まで 3人、90人まで 4人、91人以上 5人	2人(出席児童や要支援児の人数等に応じて臨時指導員を加配)	20人まで 1人、40人まで 2人、60人まで 3人、61人以上 4人	35人まで 3人、50人まで 4人、70人まで 5人(うち1人以上は児童厚生員)	35人まで 2人、70人まで 3人、105人まで 4人、106人以上 5人	本市補助要綱上、35人まで 2人以上、70人まで 3人以上 ※具体的には、各クラブで判断している	本市補助要綱上、35人まで 2人以上、70人まで 3人以上 ※具体的には、各クラブで判断している	児童数 指導員 補助指導員(時間数) ～40人 1+加配 3H 41～60人 2 4H 61～70人 2 6H 71～80人 2 8H(17H) 81～100人 2 11H(18H) 101～120人 2 14H(19H) 121～140人 3 14H(19H) 141～160人 3 17H 161人以上 4 17H ※()内は、別棟等で分館運営を行う大規模校について、時間数を増。	